

「平成22年度税制改正に関する要望」における

「税と会計の関係」部分（抜粋）

平成 21 年 10 月 8 日
日本商工会議所

（3）「会計の国際化」からの影響回避

本年 6 月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において、2012年を目途に上場企業の連結財務諸表に国際会計基準を強制適用するかどうかを判断し、早くて2015年にも強制適用することや2010年から任意適用を認めることが示された。

上場企業の連結財務諸表に国際会計基準が適用されることになると、中小企業など非上場企業等も利用する個別財務諸表の会計基準の取り扱いが次の課題となるが、引き続きコンバージェンス（会計基準の収斂）を続け国際会計基準に近付けていく「連結先行方式」のままとするのか、それとも欧州諸国と同様、各国の商慣行の実態を踏まえたその国独自の基準を作成する「連結・個別分離方式」とするのかなどが論点となってくる。

今後、会計の国際化（コンバージェンスや国際会計基準の適用）が続くと、中小企業を中心とした非上場企業にも影響が及ぶこととなるうえに、税制に馴染まない会計基準の見直しが行われ、税と会計の調整が困難となるケースも想定される。

そもそも、非上場企業は、海外からの資金調達必要性が乏しく、利害関係者は国内の株主、債権者、取引先など限定的であることなどから、コンバージェンスの名のもとに、非上場企業まで「会計の国際化」の影響を及ぼすことには問題がある。

このため、「税と会計の関係」については、これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持したうえで、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結財務諸表」と「個別財務諸表」とに分離し、課税の基礎となる「個別財務諸表」はわが国のこれまでの商慣行等の実態を踏まえ、わが国独自の制度を策定されたい。

以 上